

第5回日韓特殊教育セミナー報告

NISE and KISE Fifth Seminar on Special Education 2005

中村 均 渡邊 章 大杉 成喜
(教育研修情報部)

I. はじめに

「日韓特殊教育セミナー」は独立行政法人国立特殊教育総合研究所(NISE)と韓国国立特殊教育院(KISE)の間で平成7年(1995年)に締結された協力協定に基づく取り組みの一環として開催される特殊教育国際セミナーで、日本と韓国の特殊教育における成果と課題について両国で共有し確認するとともに今後の方向性を探る目的で、両国で交互に会場を担当することとして定期的に開催されるものである。

第1回は平成13年2月(2001年)に国立特殊教育総合研究所において「日韓の特殊教育の現状と今後の方向」、第2回は平成14年2月(2002年)に韓国国立特殊教育院において「韓日の特殊教育デリバリーシステムの現状と今後の方向性」、第3回は平成15年2月(2003年)に当研究所において「日韓の重度・重複障害教育の現状と今後の動向」、第4回は平成16年2月(2004年)に韓国国立特殊教育院において「韓日の統合教育(交流教育)政策の実際の比較」をテーマに開催され、第5回は平成17年1月に当研究所で開催された。

II. 第5回日韓セミナーの概要

1. セミナーの主旨

本セミナーは、独立行政法人国立特殊教育総合研究所と韓国国立特殊教育院との協力協定に基づき、定期的に開催するものである。本セミナーの成果は両国で共有し、両国の特殊教育の発展に寄与するものである。

2. セミナーのテーマ

日韓の特殊教育情報化の現状と今後の方向

サブテーマ1：日韓の特殊教育情報化政策の方向性

サブテーマ2：特殊教育情報化におけるNISE/KISEの役割と機能

サブテーマ3：特殊教育現場における情報手段活用
(Assistive Technology)

3. 日程

平成17年1月25日(火)～28日(金)

25日(火) 来日

26日(水) 学校訪問

・東京都立光明養護学校

・横浜市立盲学校

27日(木) 日韓セミナー当日

28日(金) 離日

4. 参加者

①日本側からの参加者

国立特殊教育総合研究所の研究職員

国立特殊教育総合研究所の長期研修員

国立久里浜養護学校教員

一般参加者(大学・特殊教育教員)

・関東地区の教育大学の教官・大学院生・留学生等

・関東地区の現場教員

②韓国側からの参加者

金 容郁 韓国国立特殊教育院院長

金 鍾武 韓国国立特殊教育院情報技術部門長/教育研究士

金 基榮 慶南恵林学校教諭

5. 日韓特殊教育セミナープログラム

10:00 開会の挨拶 理事長 細村迪夫

10:10 韓国側挨拶 韓国国立特殊教育院院長 金容郁

*** 日韓それぞれの発表と質疑応答 ***

10:20 テーマ1：日韓の特殊教育情報化政策の方向性

日本側発表者：中村 均 教育研修情報部総合研究官

韓国側発表者：金 容郁 韓国国立特殊教育院院長

13:00 テーマ2：特殊教育情報化におけるNISE/KISEの役割と機能

日本側発表者：渡邊 章 教育研修情報部総括主任研究官

韓国側発表者：金 鍾武 韓国国立特殊教育院情報技術部門長/教育研究士

14:50 テーマ3：特殊教育現場における情報手段活用
日本側発表者：大杉成喜 教育研修情報部主任研究官
韓国側発表者：金 基榮 慶南恵林學校教諭
16:20 総括協議
16:40 韓国側からの挨拶 韓国国立特殊教育院院長
金 容郁
16:50 閉会挨拶 第5回日韓特殊教育セミナー実行委
員長 中村 均
以上司会・進行 笹本 健 企画部総合研究官

Ⅲ. セミナー発表の概要

前述したように、今回の日韓特殊教育セミナーのテーマは「日韓の特殊教育情報化の現状と今後の方向」であった。このテーマに関して、国の施策の方向性はどのようなものであり、それを受けて国の研究機関である国立特殊教育総合研究所及び韓国国立特殊教育院がどのような役割を果たしているのか、また、学校現場ではどのような実践が行われているのか、という流れに沿って発表と討議が進められた。即ち、以下の三つのサブテーマを設定し、それぞれについて日韓双方の発表が行われた。サブテーマ1は「日韓の特殊教育情報化政策の方向性」で、主に教育制度等政策的な内容についての発表と討議が行われ、サブテーマ2「特殊教育情報化におけるN I S E / K I S Eの役割と機能」においては、主にN I S E及びK I S Eのそれぞれの役割についての発表と討議、サブテーマ3「特殊教育現場における情報手段活用」では、主に日韓双方の学校教育での情報手段ないしアシスティブ・テクノロジーの活用について発表と討議が行われた。以下に、サブテーマごとに報告内容の要旨を紹介する。なお、それぞれ(1)は日本側の報告、(2)は韓国側の報告である。

1. サブテーマ1：日韓の特殊教育情報化政策の方向性

(1) 日本における特殊教育の情報化政策の動向

平成12年(2000年)7月に内閣に「情報通信技術(I T)戦略本部」が設置されるとともに「I T戦略会議」が設置され、同年11月に開催されたI T戦略会議・I T戦略本部合同会議において「I T基本戦略」が取りまとめられた。他方、同年「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(I T基本法)が制定され、平成13年(2001年)1月6日に施行された。同法25条に基づき、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(I T戦略本部)が設置され、5年以内に(2005年までに)世界最先端のI T国家の実現を目指した「e-Japan戦略」が策定された。この「e-Japan戦略」を具体化したものとして「e-Japan重点計画」が決定された。このe-Japan重点計画は、その後

I T社会を支える基礎的な部分の整備が進んだことを背景に毎年改訂され、平成16年(2004年)6月には「e-Japan重点計画-2004」となった。学校教育の情報化はe-Japan重点計画の中に位置づけられ、次の六つの項立てがなされている。

- ①学校のI T環境の整備
- ②I T指導力の向上
- ③教育用コンテンツの充実・普及
- ④教育情報提供体制の整備等
- ⑤障害のある子どもたちへの対応
- ⑥I T教育の充実

また、小・中学校は平成14年度(2002年度)から、高等学校は平成15年度(2003年度)入学者から、新しい学習指導要領に基づく教育課程が実施されてきている。この中でも情報化への対応がなされている。

(ア) 小学校

- ・総合的な学習の時間や各教科でコンピュータや情報通信ネットワークを活用する。

(イ) 中学校

- ・総合的な学習の時間や各教科でコンピュータや情報通信ネットワークを活用する。
- ・技術・家庭科で、「情報とコンピュータ」を必修とする。発展的な内容は生徒の興味・関心に応じて選択的に履修するものとする。

(ウ) 高等学校

- ・総合的な学習の時間や各教科でコンピュータや情報通信ネットワークを活用する。
- ・普通教科「情報」を新設し必修とする(各2単位の「情報A」「情報B」「情報C」から1科目を選択必修)。
- ・専門教科「情報」を新設し、11科目で構成する。

(エ) 盲・聾・養護学校

- ・小・中・高等学校に準じるとともに、障害の状態等に応じてコンピュータ等の情報機器を活用する。

日本の初等中等教育においては、障害の有無にかかわらず共通の教育課程を実施するのが原則であり、盲・聾・養護学校の学習指導要領の内容は基本的に小・中・高等学校のそれと同じで、障害の状態等に応じた対応の部分が異なるだけである。情報化に対応した環境整備に関しても、盲・聾・養護学校は小・中・高等学校と同等の基準で行われ、デジタル・デバイドの是正に向けた配慮が加えられている。

障害のある児童生徒の教育の実践のレベルでは、以上述べた施策を待つまでもなく、先進的な教員や研究者によって情報手段の活用が試みられてきた歴史がある。コンピュータの導入に関しても熱心であった。平成16年(2004年)3月31日現在、教育用コンピュータ1台あた

りの児童生徒数に関して、盲・聾・養護学校は平成17年度までの目標を達成しているし、高速インターネットへの接続率も小・中学校を上回っている。また、保有するソフトウェアのタイトル数を見ても、盲・聾・養護学校は小・中・高等学校を上回る状況にある。

しかし、コンピュータを使って教科指導ができる教員の割合が必ずしも高くないという課題が残っている。教員の情報教育に関する資質向上の必要性が依然あるものと思われる。

(2) 韓国における障害者の情報格差解消のための情報教育の現況と改善方案

韓国は、「情報化促進基本法」(1995年8月)の制定を皮切りに本格的な情報化政策を推進し始め、「情報化促進基本計画」(1996年6月)の樹立を通じ国家的な情報化推進体系を整備するに至った。1999年には「Cyber Korea 21」を立ち上げ、知識情報大国として飛躍していくための青写真を提示した。しかし、情報社会が成熟すればするほど経済的・肉体的・地理的、またはその他の理由で情報にアクセスしたり活用できない、いわば情報阻害階層が生まれてきており、情報化の目指すものとはかけ離れた状況ができてきている。

情報格差是正のための政策は当初から講じられてきたが、実質的には2000年1月に実施が始まったといえる。その中で、特に障害者のための施策は次の七つに分類できる。

- ①障害者のための情報教育の機会の提供、遠隔教育及び訪問教育の拡大
- ②障害者の就業支援、IT分野における職種開発
- ③障害者が情報に容易にアクセスできる施設の増加
- ④障害合わせた情報支援機器やプログラムの開発・普及のための地方自治体レベルでの情報センターの設置
- ⑤情報通信機器の普及促進と障害者用のポータルサイトの拡充
- ⑥障害者が放送にアクセスするための支援の拡大
- ⑦情報化推進のための法制度の改善

これらの努力により障害者の情報化水準と国民全体との格差はかなり減少した。しかし、障害以外の理由による情報阻害をも併せた二重の情報格差の問題はかなり深刻な状況にある。例えば、低所得障害者、高年齢障害者、低学歴障害者のコンピュータ利用率やインターネット利用率は、国民全体のその数値に比較して著しく低い。

また、国家レベルでの障害者情報教育は2000年に「1,000万人の情報教育」の一環として実施され、国民全体としてはその目標を達成しているが、障害者はその目標に達していない。障害者の情報教育は、情報アクセスの格差解消と情報活用の格差解消を同時に目指す必要がある。

そうでなければ、情報アクセスの格差が情報活用の格差をもたらすという悪循環を断ち切ることができないだろう。

さらに、障害者の情報化に本質的な構造変化をもたらすためには、情報化の受容者である障害者の立場からすべての情報化政策が実施される必要がある。コンピュータの普及やインターネット網の拡充という基本的なインフラ構築のみならず、支援機器・装置の開発・普及を通じての物理的な再構造化が推進されるべきである。現在、政府は支援機器・装置の普及に努めている。

障害者の情報教育を彼らの自立のための教育とすることによって、情報に対する動機づけを持たせ、満足を得られるようにする必要もある。

2. サブテーマ2：特殊教育情報化におけるN I S E / K I S Eの役割と機能

(1) 特殊教育情報化におけるN I S Eの役割と機能

N I S Eは、主に、①Webサイトによる情報提供、②研修やセミナーの実施、③関連する研究課題の実施、といった取り組みを通して日本の特殊教育分野における情報化の進展に寄与している。

①Webサイトによる情報提供

研究所Webサイトは平成8年(1996年)4月に運用が開始された。その後何度か改訂が行われ、平成16年(2004年)3月には携帯電話用のサイトも開設された。

Webサイトから提供される情報の主なものは次の通りである。

(ア) データベース

特殊教育関係文献目録、特殊教育実践研究課題、N I S E所蔵目録、特殊教育法令等データベース、特殊教育学習指導要領等データベース、特殊教育センター等研修情報データベース、盲・聾・養護学校等研究報告データベース、世界の特殊教育データベース、N I S E刊行物、研修成果報告書タイトルリスト、特殊教育資料、厚生省心身障害研究報告書・厚生科学研究所子ども家庭総合研究報告書一覧

(イ) 教育コンテンツ

Web教材などの教育用コンテンツや教材・教具等の情報

(ウ) 「障害のある子どもの教育の広場」

盲・聾・養護学校の教員や一般の人々を対象に、障害のある子どもの教育に関する情報を広く普及する目的で新設されたコーナーで、特殊教育関係の様々な情報提供を行っている。

(エ) 講義配信

平成15年(2003年)より、研究所で実施している短期研修等の講義を収録し、インターネットを通じて配信

を行っている。

なお、N I S EのWebサイトは、アクセシビリティに関しJ I S規格に準拠し、さらに一層の向上を目指している。

②研修やセミナー

N I S Eで開催される、盲・聾・養護学校等の教職員を対象とした長期研修・短期研修では、障害のある子どもの情報教育やアシスティブ・テクノロジーに関する内容の講義等が行われている他、「情報手段活用による教育的支援指導者講習会」が実施されている。

また、研究所セミナーや特殊教育セミナーの内容の一部はストーリーミング配信し、セミナーの内容を多くの人に知ってもらうことに努めている。

③関連する研究課題

プロジェクト研究及び課題別研究のテーマの一部として、特殊教育の情報化に関する研究課題を設けている。また、テレビ会議システムを活用した研究活動、eラーニングを取り入れた教員研修の検討も行ってきている。

(2) 特殊教育情報化のための特殊教育院の役割と機能

韓国の特殊教育情報化事業は、障害のある子ども、特殊教育教員、保護者等を対象に、アシスティブ・テクノロジー機器と多様なソフトウェアや教授＝学習用コンテンツの開発と普及、情報化事業関連指針及び標準案の開発、インターフェイス等の開発等を通じて、情報アクセスの問題点を解決し、障害のある子どもの教育活動を支援し、情報格差を解消するための事業である。

①K I S E情報化事業の目標

いつ、どこでも、誰もが、受ける教育を受けることができるeラーニング特殊教育と生涯教育支援体制を構築し、遠隔教育システムやインターフェイスを通じて特殊教育の情報・資料を提供する。

②K I S Eの情報関連事業

K I S Eは次のような情報関連事業を実施している。

(ア) 遠隔教育による教員研修

(イ) 特殊教育情報インフラ整備

(ウ) 特殊教育用マルチメディア学習教材の開発

(エ) 特殊教育eラーニング支援体制構築

eラーニングシステムの構築と障害者が利用できる教授＝学習用コンテンツの開発

(オ) 図書・学術情報の整備

③K I S Eの事業の推進体系

韓国の特殊教育情報化事業はK I S Eが中心となって推進している。地方の教育庁や特殊学校に対する予算支援だけでなく、事業を共同で推進して実質的に業務を共有するという形で進められている。

3. サブテーマ3：特殊教育現場における情報手段活用 (Assistive Technology)

(1) 特殊教育現場におけるICT活用－ICT活用とAssistive Technology－

①特殊教育におけるICT活用の意義

(ア) 活動や参加を支援するアシスティブ・テクノロジーとして

(イ) 楽しく効果的な学習を進めるための教具として

(ウ) 社会生活を豊かにする参加メディアとして

②特別な教育ニーズに応じたICT活用

(ア) 視覚障害

デジタルデータは文字・音声・点字の相互変換が容易であるため、視覚障害者にとって情報機器が日常的な情報収集・情報処理やコミュニケーション手段として欠かせないものとなっている。

(イ) 聴覚障害

映像教材への字幕または手話の挿入、発声発語訓練装置でのコンピュータ利用、補聴器の選択・利用のための諸調整に情報機器が活用されてきており、近年は携帯電話の利用も盛んになってきている。

(ウ) 知的障害

知的障害のある児童生徒は、その障害の程度や生活経験等によって教育ニーズが大きく異なり、情報手段も多様な活用が試みられている。

(エ) 肢体不自由

肢体不自由のある児童生徒は、適切なコミュニケーション機器やソフトウェア、入力装置を工夫することで、自分の意思を自由に表出することが可能になった。障害が重く自立活動を中心とした学習を行う児童生徒には、スイッチ・トイやコミュニケーションエイドなどが活用されている。

(オ) 病弱

病気で入院する児童生徒は、家族と離れた生活が長期間続くことがあり、食事や運動、外出、学習時間などの面で様々な制限を受ける。これを補うものとして情報手段の活用が重要である。自習用のソフトウェア、テレビ会議システムなどがよく用いられる。

(カ) 軽度障害

特殊学級や通級指導教室においては様々な教育ニーズのある子が学んでおり、そのため個々の教育ニーズに応じた教材ソフトウェアが活用されている。

以上述べたように障害に応じたICT活用が行われているが、これらはいわば先進校の事例であり、すべての学校で実施されているわけではない。これらの活用の浸透のためには、アシスティブ・テクノロジーに特化した教員研修の実施が期待される。

(2) 特殊教育現場におけるICTの活用

①特殊教育現場でのICT活用教育の長所

- (ア)柔軟で多様な学習活動を提供する。
- (イ)主体的な学習ができる。
- (ウ)動機づけを高め、学習が活発かつ積極的に行われる。
- (エ)家庭との連携を通じて教育の場を広げられる。

②特殊教育現場のICT教育システムの事例

- (ア)発達障害学生のためのICT活用教育システム
 - ・KISE NET：京畿道教育庁が開始した特殊教育ポータルサイト。
 - ・EDUNET：KERISが開設したサイトで、教育用マルチメディア教材を提供。
- (イ)視覚障害学生のためのICT活用教育システム
 - ・E-yab：KISEのサイトで、点訳ファイルを提供。小・中・高等学校のすべての科目について開発されている。
- (ウ)聴覚障害学生のためのICT活用教育システム
 - ・KISEによる聴覚障害学生用の大学入学準備イン

ターネット教材：手話及び字幕挿入を処理したファイルのインターネットを通じての提供。

- (エ) 肢体不自由学生のためのICT活用教育システム
 - ・パラダイス特殊教育用ソフトウェア：スイッチをはじめとする入力補助装置が使える8種類のソフトウェアCD-ROM。

③ICTを活用した授業を活性化するための教師の役割
ICTが障害のある子どもに直接有用性を持つのは事実ではあるが、教師にICTと授業の内容を関連づける力がなければ授業の十分な効果は期待できない。教師は、コンピュータやインターネットを自由に操作できる能力を持ち、ソフトウェア等の操作も習得して、障害のある子どもの多様性に配慮した柔軟な対応ができなければならない。教師は単なる知識と情報の伝達者ではなく、学習者の多様な学習活動を手伝う学習環境設計者であり、学習促進者としての役割を果たす必要がある。また、アシスティブ・テクノロジーについての知識・技能も必要である。

